



# 島根県報

平成23年5月13日（金）

第2,289号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
保安林の指定	（森林整備課）	2
保安林の指定の解除	（　　　　　）	2
指定漁船調書の縦覧	（水産課）	3
漁業災害補償法の規定による同意	（　　　　　）	3
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建築住宅課）	4

### 【公 告】

島根県自動車管理業務に係る提案競技の実施	（総務事務センター）	5
基本測量の実施	（用地対策課）	9
基本測量の終了	（　　　　　）	9
公共測量の実施	（　　　　　）	9

### 【特定調達公告】

島根県警察携帯電話回線ネットワークサービス利用に係る一般競争入札の実施	（警察本部）	10
-------------------------------------	--------	----

### 【雑 報】

火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験の実施	（消防防災課）	12
-------------------------------	---------	----

**告 示****島根県告示第344号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成23年 5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 優	通所介護	デイサービス 優	出雲市大社町修理免9番地1	平成23年 5月10日
	介護予防通所介護			

**島根県告示第345号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年 5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林の所在場所

浜田市金城町長田イ102、イ102内第1、イ102内第2、イ102続1、イ412-5

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第346号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年 5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 解除に係る保安林の所在場所

安来市広瀬町西谷983-1から983-3まで、995

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

### 島根県告示第347号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成23年 5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

松江市玉湯町湯町284 福間正信

〃 林1724-7 福間利明

松江市宍道町西来待121 土江 仁

(2) 加入区

宍道湖湖南加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

宍道湖漁業協同組合

#### 2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

宍道湖漁業協同組合

### 島根県告示第348号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年 5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 (1) 加入区の名称

大社町・湖陵町・多伎町加入区

#### (2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域

#### (3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

#### 2 (1) 加入区の名称

大社町・湖陵町・多伎町加入区

#### (2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域

#### (3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

3(1) 加入区の名称

大田市加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち久手出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表7の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

4(1) 加入区の名称

五十猛加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち五十猛出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表9の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

島根県告示第349号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成22年島根県告示第102号）の一部を次のように改正し、平成23年5月13日から施行する。

平成23年 5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表松江市の項中	八重垣	中層耐火構造4階建	昭和51	0.90
			昭和52	
			昭和53	
	茶白山	中層耐火構造4階建	昭和53	0.91
			昭和54	0.92
	比津が丘	中層耐火構造4階建	昭和55	0.93
			昭和56	
		中層耐火構造3階建	昭和56	
			昭和57	
		高層耐火構造10階建	昭和56	
	昭和57			
	高層耐火構造9階建	昭和58		

八重垣	中層耐火構造4階建	昭和51	0.90 (第916号の住戸に あっては、0.92)
		昭和52	
		昭和53	
茶白山	中層耐火構造4階建	昭和53	0.91
		昭和54	0.92

			(第312号の住戸に あつては、0.94)
比津が丘	中層耐火構造 4 階建	昭和55	0.93  (第 4 号棟第106 号、第 5 号棟第104 号及び第 8 号棟第 104号の住戸にあつ ては、0.95)
	中層耐火構造 3 階建	昭和56	
		昭和57	
	高層耐火構造10階建	昭和56	
		昭和57	
	高層耐火構造 9 階建	昭和58	

に、「及び第411号の住戸」を「、第

411号及び第612号の住戸」に改める。

## 公 告

島根県自動車管理業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成23年 5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 提案競技に付する事項

#### (1) 名称

島根県自動車管理業務（以下「自動車管理業務」という。）

#### (2) 仕様

別に定める「島根県自動車管理業務に係る提案競技仕様書」による。

#### (3) 期間

##### ア 契約期間

平成23年 7月 1日から平成26年 9月30日まで

##### イ 管理業務期間

平成23年10月 1日から平成26年 9月30日まで

#### (4) 提案価格の上限額

468,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

#### (1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

ウ 消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）

でないこと。

- カ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、島根県発注業務委託等からの排除要請があり、当該状況が継続しているものでないこと。
- キ 共同企業体の構成員でないこと。
- ク 島根県内に本社又は事業所を有していること。
- ケ 提出書類の提出期限日において、同様の自動車管理業務に係る契約をした実績があること。

## (2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ヨ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 構成員の一部が(1)のク及びケに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

## 3 提案競技説明手続

### (1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成23年5月13日（金）から平成23年5月23日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁1階） 島根県総務部総務事務センター

ウ 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

### (2) 提案競技説明会の開催日時及び場所

ア 開催日時

平成23年5月23日（月） 午後2時30分から午後3時30分まで

イ 開催場所

松江市殿町1番地 島根県庁会議棟

## 4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
- (4) 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合に限る。）
- (7) 提案書提出書 1部
- (8) 提案書 8部
- (9) 見積書 1部

## 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

## (1) 提出方法

郵送又は持参による。

## (2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成23年6月13日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成23年6月22日（水）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

## (3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県総務部総務事務センター

電話 0852-22-5664 ファックス 0852-22-5987

電子メール somujimu@pref.shimane.lg.jp

## 6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、質問提出期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

## (2) 質問提出期限

平成23年5月27日（金）午後5時まで

## (3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、平成23年5月31日（火）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

## 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成23年6月17日（金）付けで、郵送にて通知する。

## 8 選定方法

(1) 島根県自動車管理業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定

者を選定する。

(2) 評価については、以下の点を重点的に審査する。

ア 信頼性

イ 管理委託対象車両の品質管理

ウ 費用

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) 提出書類により参加資格等を審査した後、審査委員会による書面審査を行い、必要に応じヒアリングを行う。  
ヒアリングの日程については、平成23年6月29日（水）を予定している。

(5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

#### 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

#### 10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

契約予定者との協議事項とする。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

#### 11 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。

(2) 提案競技並びに契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

#### 12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required :

Shimane Prefectural Government Vehicle Management Services

(2) Deadline for submission of proposal documents :

3 : 00 p.m 22 June 2011

(3) For further details contact :

General Affairs Administration Center

1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-5664

---

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年 5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

2 作業期間

平成23年 5月 9日から平成24年 3月31日まで

3 作業地域

県内全域

---

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成23年 3月22日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年 5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量「電子国土基本図（オルソ画像）」作成業務

2 作業期間

平成22年 4月30日から平成23年 3月22日まで

3 作業地域

浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成23年 5月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（3級水準測量）

2 作業期間

平成23年4月26日から平成23年9月30日まで

3 作業地域

江津市、川本町、美郷町、邑南町の江の川沿川地域

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成23年5月13日

島根県警察本部長 高瀬 隆之

1 入札の内容

(1) 入札の件名

島根県警察携帯電話回線ネットワークサービス利用契約

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 回線利用期間

平成23年12月1日から平成26年11月30日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の売買、借入若しくは製造の請負の指名競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けた者であること。

(5) 島根県税を滞納していない者であること。

(6) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。

(7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出した者であること。

3 入札の場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2235、2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成23年5月13日から平成23年6月6日までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。

郵便、ファクシミリ、電子メールによる交付は行わない。

(3) 入札説明会

行わない。

(4) 入札書の受領期限

平成23年6月27日 午後2時（郵便による入札にあっては、正午までに到着していること。）

(5) 入札の日時、場所及び開札

ア 日時

平成23年6月27日 午後2時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 1階 聴聞室

ウ 開札

即時開札

(6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は認めない。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter for tender :

The contract of usage about Cellular telephone network services used by Shimane Prefectural Police

(2) Bid tendering Date : June 27 2011 2:00P.M.

(Bids by Post must be received by noon on June 27 2011)

(3) Contract contact information: Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,  
Shimane Prefectural Headquarters

8-1 Tonomachi Matsue City Shimane Prefecture Japan 690-8510 TEL:0852-26-0110(ext.2235 or 2236)

## 雑

## 報

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条の3第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施するので、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第73条の規定により告示する。

平成23年5月13日

社団法人 全国火薬類保安協会会長 鶴田欣也

### 1 試験の種類

甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

丙種火薬類製造保安責任者試験

### 2 試験日

平成23年8月28日（日）

### 3 試験科目

甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験	① 火薬類取締りに関する法令 ② 一般火薬学
丙種火薬類製造保安責任者試験	① 火薬類取締りに関する法令 ② 信号焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む。）製造工場保安管理技術 ③ 信号焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む。）製造方法 ④ 火薬類性能試験方法 ⑤ 一般教養科目

### 4 試験場所

松江市

### 5 受験願書常置場所及び提出先

安来市広瀬町石原331-3 能義安来建設業会館内 安来地方火薬類保安協会

松江市西嫁島1-3-17 島根県建設業会館内 松江地区火薬類保安協会

雲南市木次町里方1045-8 雲南建設業会館内 雲南地区火薬類保安協会

仁多郡奥出雲町三成664-25 仁多郡建設業会館内 仁多地方火薬類保安協会

出雲市塩冶有原町6-39 (社)島根県採石協会内 出雲簸川地方火薬類保安協会

大田市大田町大田イ179-3 大田建設業会館内 大田市火薬類保安協会

邑智郡川本町川本238-3 邑智建設業会館内 邑智郡火薬類保安協会

浜田市原井町908-28 浜田建設業会館内 浜田・江津地区火薬類保安協会

益田市東町8-33 益田農林会館内 益田地方火薬類保安協会

隠岐郡隠岐の島町西町名田の四,34-1 隠岐建設業会館内 隠岐地方火薬類保安協会

松江市殿町1 島根県庁7階 島根県火薬類保安協会連合会

6 受験願書受付期間

平成23年6月21日（火）から同年6月30日（木）まで

（郵送による場合は、6月30日までの消印があるものに限り受け付ける。）

7 受験手数料

17,000円（所定の方法により納付すること。）

8 問合せ先

島根県火薬類保安協会連合会 松江市殿町1 島根県庁7階 （TEL 0852-22-7202）